

公認会計士監査規約改正の件

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第71号）の施行に伴い、消費生活協同組合法 第31条の条番号の改正により、公認会計士監査規約を下記のとおり改正します。

改正後	改正前	改正理由等
<p>第2条 組合は、組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するため、監事による監査のほか、組合と特別の利害関係のない公認会計士等による監査を受ける。</p> <p>2 以下に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできない。</p> <p>（1） 公認会計士法の規定により、決算関係書類（消費生活協同組合法（以下、「生協法」という）第31条の9第2項に規定する決算関係書類をいう。）について監査をすることができない者</p> <p>【省略】</p>	<p>第2条 組合は、組合員及び社会の信頼の一層の向上に資するため、監事による監査のほか、組合と特別の利害関係のない公認会計士等による監査を受ける。</p> <p>2 以下に掲げる者は、公認会計士監査の監査人となることはできない。</p> <p>（1） 公認会計士法の規定により、決算関係書類（消費生活協同組合法（以下、「生協法」という）第31条の7第2項に規定する決算関係書類をいう。）について監査をすることができない者</p> <p>【省略】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 条番号の修正

行政機関への届出の際、訂正を求められた場合議決の本旨を変えない字句の訂正等は理事会に一任願います。